

公有財産の貸付けに係る企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 管財課の事業において、企画提案競技方式により公有財産賃貸借契約を締結するにあたり、企画提案書の審査を行うため、公有財産の貸付けに係る企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 企画提案書の評価
- (2) 優先交渉権者の選定
- (3) その他審査に必要な事項

2 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

- | | |
|-----|---------------------|
| 委員長 | 総務部人財政策局長 |
| 委員 | 行政・デジタル改革課長
管財課長 |

2 委員長は、審査の内容について必要があるときは、前項に掲げる委員の他に、2名までの委員の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、管財課長がその職務を代理する。

3 会議の定足数は3分の2とする。

4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、事業担当がこれに当たる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。